

姉妹都市及び友好都市との都市間交流の状況について

1. 都市間交流連絡調整会議

(1) 設置・目的

都市間交流の方針に基づき、今後の都市間交流のあり方を検討し、市民や地域への還元方法を検討する

(2) 組織・会議

総務部長を座長とし、関係各部の次長をメンバーとする庁内連絡調整会議。会議の結果は副市長へ報告

8月30日に第1回会議を開催し、都市間交流事業について情報共有

2. これまでの交流の概要

| 分野 | 内容 |
|------------|---|
| 産業・経済 | <ul style="list-style-type: none"> 和木町との商工会（青年部）による来恵交流 藤枝市との産業祭への相互出展（H27・28 えにわん産業祭には和木町も出展） |
| 教育・文化・スポーツ | <ul style="list-style-type: none"> 和木町郷土資料展の恵庭開催、文化協会の訪問・来恵、絵画寄贈など 和木町との児童・生徒による教育親善使節団の相互派遣 サッカー・野球少年団による交流試合や大会参加によるスポーツ交流 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 和木町及び藤枝市との、記念事業等への町内会等の相互訪問・交流 災害時相互応援協定（和木町/H8.4.1、藤枝市/H26.2.12） 和木町との姉妹都市職員研修派遣協定（H8～） |

3. 今後の進め方

○産業・経済、教育・文化・スポーツなどのテーマに沿った交流とする

○民間交流の促進や活性化のための環境整備や情報収集し、情報提供する

→商工会議所、観光協会、JA、体育協会、文化協会、町内会連合会、社会福祉協議会など様々な主体に対する情報提供と交流の促進

○姉妹都市・友好都市の情報を発信し交流状況を広く市民へ周知する

→市広報、ホームページ等を活用し定期的な情報発信

○より多くの市民が参加できる手法を研究する

→姉妹都市・友好都市との交流事業を実施する市民活動団体等に対する支援制度の検討

■今年度の主な交流事業

| 月 日 | 項 目 | 市町名 | | 交流者及び人数 |
|-----------|----------------------|-----|----|--------------------------------|
| 5月9～10日 | 事務担当者打合せ | 藤枝市 | 訪問 | 恵庭市総務部次長、総務課長 |
| 6月24～26日 | 友好都市提携記念セレモニー | 藤枝市 | 来恵 | 市長、議長ほか 総勢20名 |
| 6月24～26日 | 花とくらし展 来賓として出席 | 和木町 | 来恵 | 行政職2名 |
| 7月8日 | スポーツ推進委員 視察研修 | 藤枝市 | 来恵 | スポーツ推進委員19名行政職1名 |
| 7月14日 | 花の市民団体 視察研修 | 藤枝市 | 来恵 | 団体会員14名 |
| 7月29～31日 | サッカー少年団 交流試合 | 藤枝市 | 来恵 | 藤枝トレセンU12チーム 選手16名 役員・指導者4名 |
| 8月7～8日 | 野球少年団 交流試合 | 恵庭市 | 訪問 | 恵庭ワルシニア 選手25名 指導者・関係者6名 |
| 8月11～15日 | サッカー少年団交流 藤枝JC杯出場 | 恵庭市 | 訪問 | 恵庭市選抜チーム 選手20名 役員・指導者5名 |
| 5月9～10日 | 事務担当者打合せ | 藤枝市 | 来恵 | 産業政策課主幹、連携交流課係長 |
| 9月5～11月4日 | 職員研修派遣受け入れ | 和木町 | 来恵 | 和木町職員(総務課、企画・広報課) |
| 9月9～11日 | えにわん産業祭 出展 | 和木町 | 来恵 | 商工会3名 |
| | | 藤枝市 | 来恵 | 行政職3名、事業者1社 |
| 9月9～12日 | 認定農業者協会視察研修 | 藤枝市 | 来恵 | 農業者17名 行政職2名 |
| 10月29～31日 | わき愛あいフェスティバル | 恵庭市 | 訪問 | 行政職2名 |
| 11月5～6日 | ふじえだ産業祭 | 藤枝市 | 訪問 | 行政職4名 事業者(調整中) |

■定期的に実施している交流事業

| 年 月 日 | 項 目 | 市町名 | | 交流者及び人数 |
|-----------------|---------|-----|----|------------|
| 平成25年7月31日～8月2日 | 教育親善使節団 | 和木町 | 来恵 | 14名 |
| 平成27年7月29～31日 | 教育親善使節団 | 和木町 | 派遣 | 児童2名 引率者1名 |

■ その他の連携・交流

| 項 目 | 内 容 |
|---------------|--------------------------------------|
| 広報による周知・情報共有 | 姉妹都市・友好都市の情報情報を掲載(H27.9月、H28.6月ほか随時) |
| 農商工連携等広域連携の推進 | 農商工連携の推進等について、藤枝市と現在調整中 |
| ふるさと納税返礼品相互取扱 | 和木町では恵庭市産品を1品選定しており、藤枝市とは現在検討中 |
| 文化作品交流事業 | 文化協会において現在検討中 |

熊本地震被災児童受け入れ事業について

1 目的

北海道市長会の提案を受けて、熊本地震で被災した児童に対し、夏休み期間を利用して心身ともにリフレッシュするプログラムを体験してもらうことにより、災害により傷ついた児童の心のケアを行うとともに、恵庭市内の様々な人や自然に触れてもらうことを目的とする。

2 受入児童

熊本大学教育学部附属小学校 4年生5名（男3名、女2名）、引率者（教諭1名）

3 日程

7月23日（土）～26日（火） 3泊4日

4 宿泊場所

青少年研修センター

5 プログラム

23日（土） 新千歳空港見学、サマーキャンプ（島松コミュニティスクール）参加

24日（日） ハイテクインドアスタジアム見学、郷土資料館見学、北恵庭駐屯地記念式典見学、むらかみ牧場（酪農体験・アイス作り体験）、えこりん村、よさこいソーラン体験（紅鴉）、ちょうちん作り（しままつ鳴子会）

25日（月） 島松小学校授業参加、大倉山スキージャンプ競技場見学、石屋製菓「白い恋人パーク」見学、ルルマップ自然公園「ふれらんど」

26日（火） 帰路

6 事業費

337千円（航空運賃、宿泊料、食事等）

※北海道市長会負担 1/4（84千円）・恵庭市 3/4（253千円）

7 職員体制

基地・防災課、教育部社会教育課、教育総務課、学校教育課、学校給食センター、郷土資料館

8 道内自治体の受け入れ状況

登別市（6名 7/27～7/29）紋別市（4名 8/2～8/5）、北広島市（5名 8/5～8/8）、室蘭市・伊達市（20名 8/17～8/20）、深川市（12名 8/19～8/22）

「災害に強い地域防災力」に向けた推進施策について

平成23年の東日本大震災や本年4月に発生した熊本地震、さらには、8月に発生した台風被害を踏まえ、改めて災害に強い地域防災力の取り組みを進めるため、平成28年度は下記の3項目を重点施策と位置づけ、大規模災害に備えて平常時から市民の防災意識の高揚を図るとともに、「自助・共助・公助」による協働の仕組みづくりの推進を図る。

1 「防災ガイドブック」の改正について

平成25年3月に作成した「防災ガイドブック」について、市民要望等を踏まえてハザードマップや避難所位置図などの必要な情報をより見やすくなるよう見直しを行い、年度内に全戸配布する。

(1) 現在の改正に向けた考え方

| 区分 | 現行 | 改正案 |
|------|-----------------------|---|
| 大きさ | A4判 冊子タイプ | A1判両面（1枚紙をA4判折り） |
| 対象地区 | 恵庭市全域 | 恵庭市を2地区に分割 |
| 縮尺 | 1/40,000～1/10,000 | 1/8,000 |
| 掲載内容 | ハザードマップ、避難所位置図が別地図に表示 | ・表面：地図面（A1判1面） ・裏面：啓発面（A4判8面分割） ・ハザードマップ、避難所位置図を1地図に一元化 |

(2) スケジュール

- ・ 4月27日～町内会連合会役員会との意見交換（改正の考え方）
- ・ 5月10日～理事者と町内会長・自治会長との懇談会で説明（改正の考え方）
- ・ 6月27日-30日～市内4会場で説明会を開催 ※37町内会（延べ90名参加）
- ・ 9月13日～町内会連合会役員会との意見交換（改正の考え方・今後のスケジュール等）
- ・ 11月中旬～町内会等から市民意見の集約（1月下旬頃まで）
- ・ 1月下旬～最終改正内容の決定
- ・ 3月上旬～納品
- ・ 3月中旬～全戸配布（他の配布物との混同はしない）

2 自主防災組織等活動支援助成金の見直しについて

(1) 助成金概要

○平成 27 年度までの助成金概要

平成 25 年度に創設した「恵庭市自主防災組織等活動支援金交付事業（以下「助成金という。」）」は、自主防災組織等が行う研修会の実施や資機材購入などの事業に対して、2 万円（補助率 1/2）を上限（年度予算総額 30 万円）として助成を行い、自主防災組織活動を促進する。

○平成 28 年度以降の助成金概要

助成金の年度予算総額を 150 万円に増額し、自主防災組織の設立に向けた支援（研修会等の実施）のほか、既存自主防災組織に対してもソフト事業（防災活動支援）やハード事業（防災資機材購入支援）について 10/10 補助として助成することで、自主防災組織の組織率向上や地域における防災資機材の整備などの課題解決に向けた取り組みを強化し、一層の地域防災力を推進する。

【見直しのポイント】

- 予 算 30 万円 ⇒ 150 万円
- 補助率 1/2 ⇒ 10/10（全額補助）

| 事業区分 | 補助対象事業者 | 補助対象経費 | 補助率 | 交付限度額 (交付限度回数) |
|---------------------|------------------|-------------------------|-------|---------------------|
| (A) 防災活動支援 (ハード) | 自主防災組織 (登録済) | 防災資機材の購入 | 10/10 | 年間 30 万円 (1 回のみ) |
| (B) 防災活動支援 (ソフト) | | 研修会、防災マップ等の 作成、防災訓練等 | | 年間 2 万円 (限度回数なし) |
| (C) 設立準備支援 | 自主防災組織 (設立予定) | 研修会、パンフレットの 作成等 | | 年間 2 万円 (2 回まで) |

(2) スケジュール

- ・ 4 月 27 日 ～ 町内会連合会役員会との意見交換（改正の考え方）
- ・ 5 月 10 日 ～ 理事者と町内会長・自治会長との懇談会で説明（改正の考え方）
- ・ 6 月 27 日-30 日 ～ 市内 4 会場で説明会を開催
- ・ 7 月 1 日 ～ 恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱の改正
- ・ 7 月 1 日-8 月 31 日 ～ 事業募集
- ・ 7 月 19 日 ～ 自主防災組織未組織への説明会を開催
- ・ 9 月 8 日 ～ 内定通知（交付申請書の受付（9 月 23 日まで）
- ・ 10 月上旬 ～ 交付決定通知

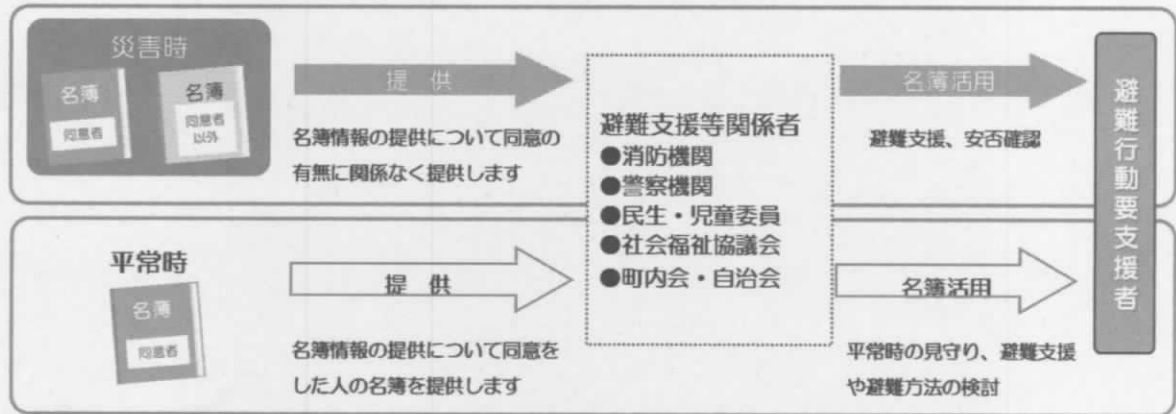
(3) 事業募集状況及び内定

| | 活動支援 (A) | 活動支援 (B) | 設立支援 (C) |
|------|----------|----------|----------|
| 予 算 | 4 件 | 12 件 | 3 件 |
| 申請件数 | 7 件 | 10 件 | 4 件 |
| 交付決定 | 4 件 | 10 件 | 4 件 |

3 避難行動要支援者対策の円滑な運用について

(1) 避難行動要支援者制度

この制度は、災害が発生した際に自ら避難することが困難な人で、特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）の名簿を作成し、災害時の安否確認や避難支援に役立つ制度であり、避難行動要支援者名簿に掲載された人のうち、平常時からの名簿情報の提供に同意した人は、町内会・自治会や消防・警察などの避難支援等関係者に名簿が提供され、日頃からの地域での見守りや支え合い活動などに活用されるものである。



(2) 避難行動要支援者名簿対象者 ※施設入所者、長期入院者は除く。

| | |
|------------------------------------|----------|
| ①介護保険制度 | 要介護認定3～5 |
| ②身体障害者手帳 | 1級、2級 |
| ③療育手帳 | A判定 |
| ④精神障害者保健福祉手帳 | 1級 |
| ⑤上記の要件に当てはまらないが、避難支援が必要で名簿掲載を希望する人 | |

(3) 掲載する名簿情報

| | | |
|----------------|------------|--------------|
| 氏名 | 生年月日 | 性別 |
| 住所または居所 | 電話番号その他連絡先 | 避難支援を必要とする理由 |
| その他避難支援等に必要な情報 | | |

(4) スケジュール

- ・ 4月27日～町内会連合会役員会で制度の概要を説明
- ・ 5月10日～理事者と町内会長・自治会長との懇談会で制度の概要を説明
- ・ 6月27日-30日～市内4会場で説明会を開催
- ・ 8月15日～避難行動要支援者名簿対象者に対し、名簿の提供に関する同意確認書を送付
- ・ 8月15日～各町内会長に対し、避難行動要支援者名簿の受領に関する意向確認書を送付
- ・ 10月中旬-12月上旬～名簿の提供に同意した方の取りまとめ（平常時提供用の名簿作成）
- ・ 12月中旬～名簿受領の意向を示した町内会及び消防、警察、民生・児童委員、社会福祉協議会に対し、名簿を提供

(5) 避難行動要支援者名簿対象者の数

- ・ 1,933名（H28.8.15時点）

組織マネジメント推進の進捗状況について

1.経過報告

- ① 平成28年5月25日 総務文教常任委員会説明：組織マネジメント推進組織 及び 今年度の取り組み概要
- ② 平成28年5月～6月中旬 全庁各課において「行動計画」を策定、取りまとめ
- ③ 平成28年6月中旬～ 策定した「行動計画」に基づき、全庁各課で実践行動
- ④ 平成28年7月28日・29日 専門部会（3部会）開催：各課策定「行動計画」の評価、取扱い方針決定
※部会の決定事項
・専門部会の評価を「行動計画」に反映すべく、計画を一旦全課に返戻、再検討の機会を設定する。（⇒当初計画の修正版策定を促す。）
・「課内会議（ミーティング）の開催」を、計画に盛り込むべき必須項目とした。
- ⑤ 平成28年9月27日 修正版「行動計画」を組織マネジメント推進本部に報告、推進本部評価

2.組織マネジメント推進に向けた実践項目

| 区分 | 実践項目 | 所管部会 | 部会構成 |
|--------|-------------------|--------|----------------------------|
| 行動計画 1 | 事務の効率化（時間外勤務の縮減等） | 第1専門部会 | 委員数：各12名 構成：次長職・課長職・主査職 |
| 行動計画 2 | 監査指摘事項の改善・共有化 | 第2専門部会 | |
| 行動計画 3 | 事故（再発）防止 | 第3専門部会 | |

3.「行動計画（修正版）」の概要

行動計画 1

全庁の
部等の数：15
課等の数：60

1.事務の効率化（時間外勤務の縮減等）

1.業務管理（マネジメント）の推進・事務効率化

| | | |
|----------------------------------|------|------|
| 1. 課内会議・ミーティング等の実施、情報共有 | 15 部 | 60 課 |
| 2. マニュアル・事務フローの作成（修正）・活用 | 9 部 | 17 課 |
| 3. 業務目標設定・スケジュール作成、進捗管理 | 13 部 | 35 課 |
| 4. 業務分担の見直し、業務量の平準化 | 12 部 | 22 課 |
| 5. 非効率事務事業の見直し、効率化検討 | 8 部 | 22 課 |
| 6. 研修会（OJT・勉強会）等による職員能力向上 | 8 部 | 10 課 |
| 7. その他（年休取得環境、事務環境・コミュニケーション ほか） | 10 部 | 13 課 |

2.超過勤務時間の縮減

| | | |
|----------------------------------|------|------|
| 1. 時間外勤務事前申請の徹底 | 7 部 | 14 課 |
| 2. ノー残業デーの徹底 | 1 部 | 1 課 |
| 3. 課（部）内応援体制構築 | 4 部 | 4 課 |
| 4. 業務分担見直し、業務量平準化、残業実態分析、事務手法見直し | 10 部 | 23 課 |
| 5. 職員の意識改革（残業を前提としない業務の推進） | 1 部 | 1 課 |

行動計画 2

2. 監査指摘事項の改善・共有化

1. 事務処理の適正

| | | |
|-------------------------------|------|------|
| 1. 課内の情報共有・改善策検討、OJTの実施 | 12 部 | 30 課 |
| 2. 他課を含めた指摘事項の活用（原因検証・改善方法検討） | 9 部 | 20 課 |
| 3. 各種マニュアルに反映・活用 | 5 部 | 5 課 |
| 4. 決裁行為等チェック機能の強化 | 8 部 | 19 課 |
| 5. 各種規程・基準等の活用 | 3 部 | 5 課 |
| 6. その他 | 7 部 | 7 課 |

2. 金銭等管理の適正化

| | | |
|-------------------------------|-----|------|
| 1. 前渡金等現金、団体会計事務の適正管理（チェック強化） | 3 部 | 4 課 |
| 2. 窓口受領・管理の適正化（納入方法改善等） | 5 部 | 10 課 |
| 3. 歳入歳出外現金処理の適正管理 | 4 部 | 4 課 |

3. 現に指摘があった事項、課固有業務への対応

| | | |
|--|-----|-----|
| 1. 指摘事項、課固有業務対応（券取扱い、不納欠損適正化、施設等点検・更新） | 3 部 | 4 課 |
|--|-----|-----|

行動計画 3

3. 事故（再発）防止

1. 組織や職員、情報を活用した取り組み

| | | |
|-------------------------------|------|------|
| 1. 「事故発生（処理）報告書」や事例蓄積・分析による活用 | 9 部 | 15 課 |
| 2. リスクの抽出及び対応策の検討 | 3 部 | 6 課 |
| 3. 報告・連絡・相談の徹底 | 12 部 | 24 課 |
| 4. 課内会議等の活用・情報共有化 | 10 部 | 30 課 |
| 5. チェック・管理運営体制の強化 | 14 部 | 40 課 |
| 6. その他（委託化促進、声かけ励行、他市情報交換 ほか） | 4 部 | 4 課 |

2. マニュアル化・ルール化・研修等による取り組み

| | | |
|---------------------------|------|------|
| 1. 業務マニュアル・工程表等の作成・更新・共有化 | 8 部 | 15 課 |
| 2. 車両使用時の確認・安全運転指導・注意喚起強化 | 10 部 | 26 課 |
| 3. 学習会・研修会による職員教育 | 1 部 | 1 課 |

3. 固有の事務事業に対応した取り組み

| | | |
|--------------------------|-----|-----|
| 1. 施設・設備の修繕・整備計画の策定、点検強化 | 3 部 | 5 課 |
| 2. 現場確認、安全指導の強化 | 2 部 | 3 課 |
| 3. その他（強化月間、想定訓練実施 ほか） | 2 部 | 4 課 |

4. 今後のスケジュール

| | |
|-----------------|--------------------------------------|
| ① 平成28年10月上旬 | 各課における取り組み状況報告・取りまとめ（中間報告）・専門部会の開催 |
| ② 平成28年10月中旬～下旬 | 各課ヒアリング（評価）実施・取りまとめ |
| ③ 平成29年1月以降 | 評価結果を組織マネジメント推進本部に報告、推進本部における次年度方針検討 |
| ④ 平成29年3月 | 議会説明（中間報告の状況） |
| ⑤ 平成29年3月～4月 | 新年度方針通知 及び 各課実績報告取りまとめ |
| ⑥ 平成29年6月 | 議会説明（h28実績・新年度「行動計画」） |

平成28年人事院勧告について

《 給与勧告について 》

1. 勧告のポイント

●月例給、ボーナスともに引上げ

①民間給与との較差(0.17%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の引上げ

②ボーナスを引上げ(0.1月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

●給与制度の改正

①給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当額を引上げ

②配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

③専門スタッフ職俸給表に4級を新設

2. 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 民間給与との比較

| | | | |
|-------|----------|-------|----------------|
| ●月例給 | 民間給与との較差 | 708円 | 0.17% |
| ●ボーナス | 民間の支給割合 | 4.32月 | 公務員の支給月数 4.20月 |

(2) 給与改定の内容と考え方

●月例給 俸給表(行政職(一))の改定

- ・1級の初任給を1,500円引上げ、若年層についても同程度の改定。
- ・その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定。

(平均改定率0.2%)

【実施時期】 平成28年4月1日

●ボーナス 民間の支給割合に見合うよう引上げ <現行>4.20月分 → 4.30月分

【実施時期】 法律の公布日

3. 給与制度の改正等

・配偶者に係る扶養手当の見直し

●配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引き上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)

●配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

【実施時期】 平成29年4月1日から段階実施

《 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正に関する勧告について 》

1. 勧告のポイント

●民間労働法制の改正内容に即した見直し

①介護休暇の分割(3回まで可能)

②介護時間の新設(最長連続3年、1日2時間まで) ^監

③育児休業等に係る子の範囲の拡大(特別養子縁組の ^監 看護期間中の子等を追加)

【実施時期】 平成29年1月1日

(養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日)

— 今後の公共料金等の審議について —

現 況

【公共料金等審議会】

- ごみ処理手数料
- し尿処理手数料
- 水道料
- 下水道使用料

【個別審議会等】

- 国民健康保険税・・・国民健康保険運営協議会
- 介護保険料・・・社会福祉審議会（専門部会）
- 1・2・3号認定子どもに係る利用者負担額・・・社会福祉審議会（専門部会）
- 市営住宅家賃・・・市営住宅運営委員会

公共料金等審議会

【昭和 54 年】

【平成 8 年】

【平成 10 年】

【平成 29 年（予定）】

- 市営住宅家賃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※除外（市営住宅運営委員会）
- 保育料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・※除外（H17～社会福祉審議会）
- ごみ処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（廃棄物減量等推進審議会）
- し尿処理手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（廃棄物減量等推進審議会）
- 水道料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（公営企業で設置する附属機関等）
- 下水道使用料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（公営企業で設置する附属機関等）

今後の審議について

市の公共料金等の額を定めるに当たり、知識経験を有する市民等の意見をあらかじめ聞くことを定めた恵庭市公共料金等審議会は、制定当時（昭和54年）先進的な行政手法として設置。

- ・ 市民参加や外部意見の事前聴取手続きの一般化
（まちづくり基本条例の制定）
- ・ 審議事項の専門化・高度化
（各種審議会・協議会の設置）

公共料金等の審議については、料金等の額に止まらず、制度の運営状況なども含めて関連する附属機関等で審議する